

令和2年度審査品質管理小委員会報告書より抜粋

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実>（評価項目③、⑥～⑦、⑨、⑪に関して）

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) コミュニケーションツールの選択肢を増やすことを検討されたい。
- (b) 登庁日しか審査官との電話連絡ができない点の改善など、テレワーク体制の更なる改善を期待する。
- (c) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き実施されたい。
- (d) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (e) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーション、新たに提供できる価値（「魅力的品質¹」に該当する）もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質²」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

¹ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

² 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

<改善提言2 審査実施体制の強化>（評価項目④に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、急増する外国文献への対応も含めた、効率的な審査環境の整備を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的な水準を考慮すると人員数の点で未だ改善の余地があると思われる。
- (b) 審査官の数だけでなく審査の質の確保も重要である。目標とする審査の質を確保するために何をすべきかという観点で目標設定し、審査実施体制の強化に取り組むことを期待する。
- (c) 審査の質の向上のため、継続的に研修を実施しつつ、研修効果の一層の定着を期待する。
- (d) 外国文献調査について、先行技術文献調査事業で中国の特許文献検索を個別に発注できるようにした点は評価できるが、外国文献の採択率の高い分野から優先的に対応するなど、より一層の工夫を期待する。
- (e) 審査業務へのAI技術等の導入が進んでいるが、更なる導入の検討を進められたい。

<改善提言3 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応>（評価項目⑧、⑩に関して）

判断の均質性、進歩性の運用の改善等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善するとともに、個別の要因分析等も実施し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 均質性、進歩性に関するアンケート結果は良くなったが、不満回答数も多くなっている。どのような点が不満なのかを意見聴取できる仕組み構築とその意見対応を期待する。
- (b) 同一発明が複数国に出願されているようなファミリーの案件ベースに、具体的な先行技術の引用状況や、拒絶理由通知の起案、権利範囲の内容を比較すべきではないか。案件ベースの他庁との比較、ベンチマークが審査の質の向上に貢献するものと期待される。

<改善提言4 方針・手続・体制の更なる見直し>（評価項目①、⑤、⑨に関し

て)

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方ーとりまとめー」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。
- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。
- (c) 協議や品質監査の減少を懸念している。品質監査に基づく分析と対策は、品質管理の根幹である。ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、品質管理体制についても働き方改革を期待する。
- (d) テレワーク下での品質管理体制の効率化が十分であるか確認されたい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実>（評価項目①、⑥～⑨、⑪に関して）

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) コロナ終息後も含めた今後の運用の課題として、オンライン面接の拡充に取り組まれない。
- (b) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き積極的に実施されたい。
- (c) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーションや、新たに提供できる価値（「魅力的品質³」に該当する）もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質⁴」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (d) 審査基準やガイドライン等の審査マニュアルについては、適宜、実情に合った改訂を行い、その周知共有を徹底されたい。様々な属性の制度ユーザーへの公表・周知方法についても、引き続き検討されたい。
- (e) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

<改善提言2 審査官数の確保と審査体制の見直し>（評価項目④、⑥に関して）

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、効率的な審査環境の整備や人員配置の見直しを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官数の確保及びその育成の充実に取り組むことを期待する。
- (b) 引き続き、審査体制、人員配置の見直し、意匠法改正に対応するための審査資料の収集及びデータベースの充実を継続していただきたい。長期的には、

³ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

⁴ 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

A I 技術を利用した審査システムなどの検討にも取り組んでいただきたい。
(c) 時間がかかっていると思われる「新たな保護対象」(画像、建築物、内装)や「関連意匠」の審査に要する一件あたりの時間を計測し、品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか。

<改善提言3 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応> (評価項目④、⑤、⑦～⑨に関して)

判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 新しい保護対象については、当面、庁内での審査における情報の交換等の頻度をより一層多くして、統一的な審査判断と均質性の向上に期待する。
- (b) 審査のばらつきについては、同一条文で拒絶した案件の比較検討や、ローテーションの際に前任の審査官と業務が重なる期間を設ける等によって、更なる審査の均一化、及び決裁者チェックだけでない体制作り等が考えられる。
- (c) ユーザー評価についても、更にサンプル数を増やすことで効果を高めることが期待できる。
- (d) ユーザーアンケートで審査全般の質が「比較的不満」「不満」と回答したユーザーともオンラインで意見交換を行い課題抽出・品質施策の理解促進につなげることも一案かと考える。
- (e) 改正法による新たな意匠審査の均質化を図るために、複数審査官による案件協議を更に強化する必要がある。その場合における審査長の関与の時期、役割も明確にする必要がある。令和元年改正法により新たに保護対象となった意匠について、それらの意匠に特定してその審査状況のレビューを行う必要がある。

<改善提言4 方針・手続・体制の更なる見直し> (評価項目⑨に関して)

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業

財産権政策の在り方「とりまとめ」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。

- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1 ユーザーとのコミュニケーションの充実> (評価項目③、⑥、⑨、⑩に関して)

オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続や、手続のオンライン化・合理化の検討をさらに進めることを期待する。
- (b) オンラインを活用するなどして、国内の大企業のみならず、海外企業、中小企業、スタートアップ等、多方面のユーザーとの意見交換等を引き続き実施されたい。
- (c) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信・収集の更なる強化を期待する。特に特許庁ホームページにおける意見受付について一層の周知を期待する。
- (d) テレワークの状況でも電話等に対応できるよう検討を進めることを期待する。
- (e) テレワーク環境下で可能になったコミュニケーション、新たに提供できる価値(「魅力的品質⁵」に該当する)もあると思われる。審査の質の向上には、「当たり前品質⁶」とともに、「魅力的品質」を伸ばしていくことが必要と考えられる。
- (f) コミュニケーションは双方向的なものであるから、ユーザー側の満足度だけでなく、審査官の満足度も高めるようにしていただきたい。

<改善提言2 審査官数の確保と育成の充実> (評価項目④に関して)

審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保及びその育成の充実に期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官数の確保及びその育成の充実に取り組むことを期待する。
- (b) 審査官の増員と審査の質のバランスを保つことは難しいと思われるが、増加する審査官補に対して十分な指導を行うことができるよう体制の強化を期

⁵ 充足されれば満足を引き起こし、不充足であっても仕方ないと受け取られる品質要素

⁶ 充足されて当たり前と受け取られるが、不充足だと不満を引き起こす品質要素

待する。

<改善提言3 出願増加への対応>（評価項目④、⑤、⑨に関して）

出願増加に伴う審査期間の長期化への対応については、審査品質の維持を前提とした上で、審査の効率化など審査実施体制強化のための取組を更に実施することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持を前提とした上で、審査の効率化等、審査処理期間の短縮に向けた更なる取り組みを進めることを期待する。
- (b) 急激な出願件数増加への対応等については、課題を分析し、効果的な人員配置や業務プロセスの見直しを集中的に行うとともに、ユーザー団体とも連携し、制度の見直しに着手すべきではないか。

<改善提言4 ユーザーの問題意識・ニーズへの対応>（評価項目⑥、⑧、⑩に関して）

審査官間の均質性、識別性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- (b) ユーザーより寄せられた否定的なコメントについては、内容を分析し、課題抽出・品質施策への反映を行うと共に、実施した対応策について公表することを期待する。
- (c) 審査官と管理職間の協議の回数・内容が不十分の可能性もあると思われる。現状の頻度で問題ないか、改めて検証をお願いしたい。

<改善提言5 方針・手続・体制の更なる見直し>（評価項目①、⑤、⑨に関して）

ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 基本問題小委員会において「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方―とりまとめ―」が示されたことに加え、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化が求められていることから、品質ポリシー、品質マニュアル、審査品質管理小委員会の運営方法等を今一度見直す良い機会と考える。様々な改善事項に関しても、リソースの制約条件を踏まえたメリハリのある対応に努められたい。
- (b) 品質ポリシーや品質マニュアルについて、更新すべき点がないか検討されたい。検討に際しては、社会環境の変化や伝わりやすさも考慮するべき。
- (c) 新型コロナウイルスの影響下においても充実した品質管理体制をとれるような取組を継続していくことが望まれる。